

第76回全国植樹祭お野立所設計業務公募型プロポーザル

募集要領

1 目的

全国植樹祭は、昭和25年以来毎年春季に(公社)国土緑化推進機構と開催都道府県との共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和8年(2026年)春に「愛媛県総合運動公園」(松山市上野町)で開催される第76回全国植樹祭の式典施設として建設される「お野立所」(天皇皇后両陛下が御着座される建築物)の建築設計について優れた能力を持つ委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために実施するものである。

2 業務の概要

(1) 名称 第76回全国植樹祭お野立所設計業務

(2) 主催者 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会

(3) 業務内容等

① 業務内容 お野立所建築工事に係る基本設計及び実施設計
(詳細は別紙仕様書のとおり)

② 委託期間 契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

③ 対象箇所 愛媛県総合運動公園多目的広場(松山市上野町)
(詳細は別紙設計概要のとおり)

④ 委託金額の上限 5,129,300円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) プロポーザルの仕組み

審査は第76回全国植樹祭お野立所設計業務公募型プロポーザル審査会(以下、「審査会」という)及び第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会(以下、「実行委員会」という)において二段階審査で実施します。

審査の結果、最優秀案者を第76回全国植樹祭お野立所設計業務の契約交渉相手方とします。

また、設計業務を委託された者には、当該業務を通じて特段の問題がないと判断される場合、施工時の工事監理業務を随意契約により委託します。

3 参加資格

参加資格を有するのは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 4(3)の提案書提出期限日までに愛媛県知事に対し、建設工事関連業務入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)を提出し、入札参加資格を有すると認められている者。
- (2) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、専業及び兼業は問わない。
- (3) 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 民法・商法上で係争中、若しくはそれに準じる者でないこと。

- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴対法 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が自己・自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与をしていないこと。
- (12) 法人税、消費税及び地方消費税、県税等について未納の税額がないこと。

4 提案方法、提出書類等

(1) 書類の配布期間・方法

① 配布期間(郵送等を行わない)

令和 6 年 7 月 26 日(金)から令和 6 年 9 月 27 日(金)の午後 5 時まで

② 配布方法(応募の詳細等)

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局 HP よりダウンロード

<https://syokujusai-ehime2026.jp/>

(2) エントリーシート(参加表明)の提出方法

① 提出期間

令和 6 年 7 月 29 日(月)午前 9 時から令和 6 年 8 月 23 日(金)午後 5 時必着

※提出期限後のエントリーシートの提出は一切認めない。

② 提出先

〒790-0002 愛媛県松山市二番町 3 丁目 6-5 明治安田生命松山二番町ビル 5 階

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

(愛媛県農林水産部森林整備課全国植樹祭推進室内)

③ 提出方法

郵送又は持参

④ 提出物

I エントリーシート(様式第 1 号) 1 部

II 参加者の概要(様式第 2-1 号) 1 部

III 協力の内容(様式第 2-2 号) 1 部

(3) 提案書の提出方法

① 提出期間

令和 6 年 7 月 29 日(月)午前 9 時から令和 6 年 9 月 27 日(金)の午後 5 時必着

※提出期限後の提案書の提出は一切認めない

② 提出先

〒790-0002 愛媛県松山市二番町 3 丁目 6-5 明治安田生命松山二番町ビル 5 階

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林整備課全国植樹祭推進室内)

③提出方法

持参又は郵送

④提出物

I 技術提案提出書(様式第3号)	1部
II 提案書(様式第4号、様式第5号を含む)	6部
およびPDFデータを入れたCD-R	1部
III 建築工事費の概算見積書(様式第6号)	6部
IV 木材概算数量表(様式第6号別紙)	6部
V 設計費用見積書(様式第7号)	6部

5 提案書作成の留意事項

(1) 提案書は次の①～④の提案課題テーマに関する提案を行うこと。

①デザインコンセプト

I 第76回全国植樹祭の開催理念及び大会テーマの反映

・開催理念:

- 国民の森林・林業に対する理解を深め、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進していく契機とし、持続可能な社会の実現につなげていきます。
- 霊峰石鎚山を頂点とする四国山地の豊かな森林を、健全な姿で次の世代にしっかりと引き継げるよう、県民参加による森づくりを推進します。
- 森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔(えがお)」あふれる大会とします。

・大会テーマ:「育てるけん 伊予の国から 緑の宝」

II 愛媛県らしさの表現、意匠に関する提案

III 愛媛県産木材の使用と魅力発信

IV 周辺景観との調和、空間構成に関する提案

②機能・構造の創造性

I 構造の安全性

II 天皇皇后両陛下への配慮

③コスト縮減等提案の実現性

I 建築工事費への配慮

II 建築工期短縮への配慮

III 工法・素材に関する提案

IV 解体・撤去に関する提案

④開催後の再利用

再利用方法の提案

(再利用の参考例(自由な提案が可能))

- ・えひめ森林公園等への移築が可能な構造物としている。

- ・一部を他施設で内装材として活用できるようにしている。
 - ・解体後に部材を再加工し、ベンチ等の工作物を製作できるよう配慮している。等
- (2) 技術提案書の作成にあたっては、別紙技術提案書作成要領の内容を守ること。

6 質疑・応答

(1) 質疑受付

以下の質疑受付フォームにより行う。

受付期間: 令和6年7月29日(月)から令和6年8月30日(金)午後5時まで

※質問の内容によって本事業選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

① 提出方法

第76回全国植樹祭お野立所設計業務公募型プロポーザル質疑受付フォームへ提出

<https://logofom.jp/f/23gx7>

② エントリーに関する質問

フォーム上の質問項目に入力

③ 技術提案書等に関する質問

技術提案書等に関する質問書(様式第8号)のデータをフォーム上に添付

(2) 質疑回答

令和6年9月6日(金)午後5時までに随時、Q&A形式で第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局HPに掲示する。

(3) 説明会の開催

必要に応じて説明会を開催する。なお、開催する場合は、日程は4(1)②のホームページでお知らせする。

7 審査及び発表

(1) 審査方法

【1次審査】

提出された提案書をもとに、審査会において提案者によるプレゼンテーションを行い審査し、最終審査対象者を3者程度選定する。

※ただし、応募多数の場合は、予備選考を行い、1次審査対象者を選出する。

【最終審査】

1次審査を通過した提案の中から実行委員会会長が総合的に審査し、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査会

1次審査を厳正かつ公平に行うため、審査会を設置する。

審査会の構成は、愛媛大学 副学長、公益社団法人愛媛県建築士会 常務理事、一般社団法人愛媛県木材協会 事業課長、愛媛県 総務部 総務管理局 財産活用推進課 建築審査専門監、愛媛県 農林水産部 森林局長の5名とする。

(3) プレゼンテーション

日 時 令和6年10月上旬 (詳細は1次審査対象者に別途通知する。)

場 所 愛媛県松山市内 (詳細は1次審査対象者に別途通知する。)

実施方法 Web 又は相対によるプレゼンテーション(説明 20 分、質疑 10 分)

※相対を希望する場合は参加人数を制限する場合がある。

※説明は提案書により行うこと。

※プレゼンテーションの場での新たな資料配布は認めない。

※プレゼンテーションの時間は提案者の数により調整する場合がある。

(4) 審査基準

- ①審査にあたっては、審査項目ごとの配点で各提案を評価し、その合計を評点とし順位を決定する。
- ②評点の上位 3 者を最終審査候補者とする。
- ③評点が高点等の理由により選定数が 3 者を超える場合は、委員の協議により最終審査候補者を決定する。
- ④応募提案が 1 件しかない場合には、評点を委員の数で除した点数が 60 点以上あれば最優秀提案者とみなす。
- ⑤審査項目及び配点は下表のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点(点)	
①デザインに関する事項	I 開催理念及び大会テーマの反映	10	50
	II 愛媛県らしさの表現、意匠に関する提案	20	
	III 愛媛県産木材の使用と魅力発信	10	
	IV 周辺景観との調和、空間構成に関する提案	10	
②機能・構造に関する事項	I 構造の安全性	5	10
	II 天皇皇后両陛下への配慮	5	
③コスト縮減等に関する事項	I 建築工事費への配慮	5	20
	II 建築工期短縮への配慮	5	
	III 工法・素材に関する提案	5	
	IV 解体・撤去に関する提案	5	
④再利用に関する事項	再利用方法の提案	10	10
⑤業務遂行能力に関する事項	業務の実施方針及び設計の手法に関する事項	5	5
⑥設計業務価格に関する事項	設計業務の見積価格	5	5
合計		100	

(5) 審査結果

- ①審査結果は、すべて提案者に文書で通知する。
- ②審査経緯は公表しない。
- ③審査結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

(6) HP 上での公表

審査結果通知後、最優秀提案及び最終審査対象になった提案については、第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局 HP 上で以下の内容を公表する。

- ①提案者名
- ②設計担当技術者名

③お野立所デザイン画

8 失格となる場合

審査の結果、次に該当する場合、審査会による評価の対象外とし、失格とする。

- (1) 参加表明をしない場合
- (2) 提案書を提出しない場合
- (3) 3(参加資格等)で定める資格を満たさない参加者の場合
- (4) 応募要領及び設計概要に基づかない提案書が提出された場合
- (5) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (6) 上記のほか、審査会が失格と判断した場合

9 契約の締結

上記7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。なお、この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、上記7により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

10 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16の規定で定める契約保証金として、契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。

ただし、愛媛県会計規則第154条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

11 その他

- (1) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提案は未発表かつ自作のものに限る。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書等の著作権は、採否を問わず提案者に帰属する。但し、採用案については、本事業推進のため発注者が公益目的等に使用する場合には提案者は協力するものとする。
- (6) 提出期限後の提案書の追加及び修正は一切認めない。
- (7) 必要に応じ、ヒアリング調査を行うことがある。
- (8) 提案書は、デザイン提案を選定する目的以外には使用しない。
- (9) 選定後において、提案書の内容等に虚偽の記載等の不適正な事項等が発覚した場合には、失格となる。
- (10) エントリー後であっても、参加を辞退することはできる。その場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (11) 本プロポーザルで収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (12) 提案者は、本業務の実施にあたり、専門分野については協力を仰ぐことができる。ただし、協力者については、エントリーシート(Ⅲ協力の内容)で明記するものとする。なお、提案書提出までに変

更があった場合は、報告すること。

(13)その他定めのない事項については、愛媛県の規定に準拠して実施するものとする。

12 問い合わせ先

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町3丁目6-5明治安田生命松山二番町ビル5階

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

(愛媛県農林水産部森林局森林整備課全国植樹祭推進室内)

TEL:089-961-1529 FAX:089-961-1145

E-mail:syokujusai@pref.ehime.lg.jp

【参考】プロポーザルスケジュール

項 目	日 程
募 集 開 始	7月26日(金)
資 料 配 布 期 間	7月26日(金)～9月27日(金)
エ ン ト リ ー 期 間	7月29日(月)～8月23日(金) 午後5時必着
質 問 書 提 出 期 間	7月29日(月)～8月30日(金)
質 問 書 回 答	7月29日(月)～9月6日(金)
提 案 書 提 出 期 限	9月27日(金) 午後5時必着
審 査 会	10月上旬
実 行 委 員 会 審 査	10月下旬
選 定 結 果 通 知	11月上旬

※スケジュールは都合により変更する場合がある。

※審査対象者(提案書を提出済の者)については、9月30日(月)以降に通知する。